

# 「高校生等通学助成金支給制度」をご活用ください!

## ●高校生等通学助成金支給制度とは

高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担の軽減や、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行なっています。

## ●支給対象は、以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- 鏡野町に住所を有する（住民基本台帳に記載のある）20歳までの者。
  - 交通手段を問わず、本町内の住所地から高等学校等に通学する者、またはやむを得ず本町内の住所を離れて高等学校等に通学する者。（第3学年在学者まで）
  - 町内の住所地から高等学校等までの距離が15km以上の者。
- ※高等学校等とは…学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部、及び同法第125条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。

## ●助成金支給額

住所地から高等学校等までの距離が

- 15km以上30km未満……………1カ月 3,000円（年間 36,000円）
- 30km以上……………1カ月 5,000円（年間 60,000円）

※通学の距離は、公共交通機関を利用した場合の距離で計算します。そのため同じ地区でも、自宅から最寄バス停までの距離や通学する高等学校等によって距離が変わることがあります。

※年間助成額（12カ月分）を一括でお支払いします。

※中途退学等、変更事項があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

お問い合わせ、申請様式の請求

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982  
または、各振興センターにお問い合わせください。

## 令和3年 春の交通安全県民運動について

4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間、「令和3年春の交通安全県民運動」が県下一斉に展開されます。

交通事故のない明るい社会の実現のために、私たち一人ひとりが交通ルールを守り交通マナーの向上に努め、ゆとりとゆずりあいの気持ちを持って行動しましょう。

また4月10日(土)は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」です。ドライバーの方はもちろん、道路を利用する全ての皆さんが交通事故に注意して行動しましょう。

## ○スローガン 「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」

### ○全国重点目標

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者の保護を始めとする安全運転意識の向上

### ○岡山県の重点目標

- スピードダウンの励行
- 合図の徹底

### 行事

春の交通安全県民運動津山・鏡野地域推進大会を、4月5日(月)午前11時から、グリーンヒルズ津山リージョンセンターで開催しますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して行います。



お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 担当：可児 電話(0868)54-2621